

(写)

大政第103号

大田原市総合計画審議会

会長 中村 祐司 様

大田原市自治基本条例 第13条に基づく「次期大田原市総合計画（基本構想及び前期基本計画）」の策定にあたりまして、大田原市総合計画審議会条例 第2条第1項の規定により、計画案につきまして、貴審議会より答申をいただきたく、ここに諮問いたします。

令和7年9月17日

大田原市長 相馬 崇一